

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、○部部長として営業活動及び営業部員の管理、監督等に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日午前10時頃、出勤前に自宅でシャワーを浴びていたところ右半身が痺れて動かなくなり、C病院に救急搬送され「脳出血、症候性てんかん」と診断された。

その後、請求人は、上記疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、平成○年○月○日に監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、D医師の平成○年○月○日付け意見書及びE医師の平成○年○月○日付け意見書では、疾患名を「脳出血、症候性てんかん」ないし「脳出血」（以下「本件疾病」という。）とし、発症時期については両医師とも「平成○年○月○日」と判断しているが、当審査会としても、本件疾病の発症経緯及び事後の診断経過から見て、同判断は妥当であるとする。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものであることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したという事実は認められない。

(4) 請求人の業務の過重性について判断するに際し、当審査会において、請求人及び会社関係者の申述内容及び一件記録を再度精査したが、決定書理由第2の2の(1)のオに説示されている審査官による労働時間の算定は妥当であると判断する。

(5) そこで、請求人の短期間の過重業務についてみると、決定書理由第2の2の(2)のエに説示のとおりであり、発症前日まで及び発症前おおむね1週間以内において、特に過重な業務に就労したものと認められない。

(6) 次に、長期間の過重業務についてみると、決定書理由第2の2の(2)のオに説示のとおりであり、発症前おおむね6か月間において、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したものと認めることはできない。

(7) 請求人には、宿泊を伴う国内出張が月10回程度、F社長に同行する海外出張が2か月に1回程度あり、出張の多い業務であるため、出張中の業務内容や出張の頻度、交通手段、宿泊施設の状況等を検討したが、国内出張により休日が潰れてしまうことは基本的にはなく、海外出張の際は帰国の翌日に1日代休を取得していたと認められることから、特に負荷要因となるものとは認められない。

また、請求人らは、本件疾病発症2週間前に、2週間にわたるG出張があり、このG出張が相当の負荷であった旨主張するが、G出張後、本件疾病発症までに、4日間土曜日、日曜日の休日は確保されており、特に過重な業務に従事したとは認められない。

さらに、請求人らは、請求人の労働時間の推計について、請求人が海外出張しているにもかかわらず会社に出勤したと同様の労働時間表記がされており、疑念がある旨主張するが、決定書理由第2の2の(2)のクの(ア)に説示のとおり、出張先において会社の勤務時間を超えて労働したという事情は認められず、当審査会としても、通常の勤務を行ったとみなして推計した監督署長らの労働時間の認定は妥当なものであると判断する。

(8) 以上のことから、請求人の本件疾病発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇したとは認められず、また、短期間及び長期間における過重労働も認められないことから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。